

苦情に基づく調査実施通知書

第 年 月 日  
号

殿

山梨県行政苦情審査員 

次のとおり山梨県行政苦情審査員設置要綱第4条第1号の規定により調査を実施しますので通知します。

|       |  |
|-------|--|
| 調査の趣旨 |  |
| 調査の内容 |  |
| 備考    |  |

苦情調査中止通知書

第 年 月 日  
号

殿

山梨県行政苦情審査員 

年 月 日付け苦情については、次の理由により山梨県行政苦情審査員設置要綱第4条第1号ただし書に該当することが判明しましたので、調査を中止します。

|       |  |
|-------|--|
| 苦情の趣旨 |  |
| 中止の理由 | <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項であるため</li><li><input type="checkbox"/> 裁判所において係争中又は不服申立を行っている事項であるため</li><li><input type="checkbox"/> 職員の勤務条件、身分等に関する事項であるため</li><li><input type="checkbox"/> 行政苦情審査員、行政相談スタッフの行為に関する事項であるため</li><li><input type="checkbox"/> 苦情申立人自身の利害にかかわりのないものであるため</li><li><input type="checkbox"/> 苦情申立てにかかる事実の発生した日から1年を経過しているため</li><li><input type="checkbox"/> 虚偽その他正当な理由がないと認められるため</li><li><input type="checkbox"/> その他調査をすることが適当でないとして認められるため</li></ul> <p>(説明)</p> |

苦情を調査しない旨の通知書

第 号  
年 月 日

様

山梨県行政苦情審査員 

年 月 日付けで申立のありました苦情については、次の理由により調査をしないことになりましたので、山梨県行政苦情審査員設置要綱第4条第2号の規定により通知します。

|         |  |
|---------|--|
| 苦情の趣旨   |  |
| 調査しない理由 | <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項であるため</li><li><input type="checkbox"/> 裁判所において係争中又は不服申立を行っている事項であるため</li><li><input type="checkbox"/> 職員の勤務条件、身分等に関する事項であるため</li><li><input type="checkbox"/> 行政苦情審査員、行政相談スタッフの行為に関する事項であるため</li><li><input type="checkbox"/> 苦情申立人自身の利害にかかわりのないものであるため</li><li><input type="checkbox"/> 苦情申立てにかかる事実の発生した日から1年を経過しているため</li><li><input type="checkbox"/> 虚偽その他正当な理由がないと認められるため</li><li><input type="checkbox"/> その他調査をすることが適当でないとして認められるため</li></ul> <p>(説明)</p> |

様式第4号（第5条関係）

(表)

|                |  |
|----------------|--|
| ↑<br>55mm<br>↓ | <p style="margin: 0;">身分証明書</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">第 号</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"><div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div><div style="text-align: center;"><p>(氏名)</p><p>上記の者は、山梨県行政苦情審査員<br/>設置要綱第1条の規定に基づく行政苦<br/>情審査員であることを証明する。</p></div></div> <p style="margin: 0; text-align: center;">年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">山梨県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> |
|----------------|--|

← 86mm →

(裏)

|   |
|---|
| <p style="margin: 0;">山梨県行政苦情審査員設置要綱（抜粋）</p> <p style="margin: 0;">(目的)</p> <p style="margin: 0;">第1条 開かれた県庁を基本理念に、県行政に対する県民の苦情を簡易かつ迅速に処理し、公正で透明な行政運営を図るとともに、県行政に対する県民の理解と信頼を確保し、県民サービスの向上を図るため行政苦情審査員を設置する。</p> <p style="margin: 0;">(行政苦情審査員の職務)</p> <p style="margin: 0;">第4条 行政苦情審査員の職務は、次のとおりとする。</p> <p style="margin: 0;">(3) 苦情の内容から必要があると認めるときは、関係する県の機関に対し説明を求め、関係帳簿、書類その他の記録を閲覧し、若しくは資料の提出を要求し、又は実地調査をおこなうこと。</p> |
|---|

苦情申立てに係る意見表明通知書

第 年 月 日  
号

殿

山梨県行政苦情審査員 

年 月 日付けで申立てのありました苦情については、調査の結果、次のとおり意見表明しましたので、山梨県行政苦情審査員設置要綱第4条第5号の規定により通知します。

|               |  |
|---------------|--|
| 苦情の趣旨         |  |
| 意見表明先         |  |
| 意見表明<br>年 月 日 |  |
| 意見表明<br>の 内 容 |  |

苦 情 調 査 結 果 通 知 書

第 年 月 日  
号

殿

山梨県行政苦情審査員 

年 月 日付けで申立てのありました苦情の調査結果については、山梨県行政苦情審査員設置要綱第4条第6号の規定により、次のとおり通知します。

|           |  |
|-----------|--|
| 苦 情 の 趣 旨 |  |
| 調 査 の 結 果 |  |



相 談 通 知 書

第 年 月 日 号

殿

山梨県行政苦情審査員 

次のとおり相談がありましたので、山梨県行政苦情審査員設置要綱第4条第8号の規定により通知します。

|           |  |
|-----------|--|
| 相 談 の 趣 旨 |  |
| 相 談 の 内 容 |  |
| 備 考       |  |

相 談 結 果 通 知 書

第 年 月 日  
号

殿

山梨県行政苦情審査員 

年 月 日付けで相談のありました内容については、山梨県行政苦情審査員設置要綱第4条第9号の規定により、次のとおり通知します。

|           |  |
|-----------|--|
| 相 談 の 趣 旨 |  |
| 対 応 等     |  |

苦 情 申 立 書

年 月 日

山梨県行政苦情審査員 殿

申 立 人  
住 所

氏 名

電話番号

山梨県行政苦情審査員設置要綱第7条の規定により、次のとおり苦情の申立てをします。

苦 情 の  
内 容  
及 び  
理 由

苦情の原因となった事実のあった日

年 月 日

他 制 度  
等 へ の  
手 続 き  
・ 相 談  
の 有 無

- 有     行政不服審査     行政事件訴訟     住民監査請求  
 直接請求     請願（議会）     陳情（議会）  
 陳情・要望（知事）     県民相談     その他（            ）  
 無

（注：該当するものに□印を記入してください。）

代 理 人

住 所  
氏 名  
電 話 番 号

申立人との関係（            ）